3 第55条の5《金属鉱業等鉱害防止準備金》関係

【改正の概要】

平成28年度の税制改正において、金属鉱業等鉱害防止準備金制度について、次の見直しが行われた(措法55の5①⑦)。

- (1) 準備金の積立限度額が、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構に鉱害防止積立金として積み立てた金額の80%相当額とされた。
- (2) 適用期限が平成30年3月31日まで2年延長された。 なお、連結納税制度においても同様の改正がされている(措法68の44①⑥)。

【新設】(損金の額に算入されなかった金属鉱業等鉱害防止準備金がある場合)

55 の 5-1 の 2 法人が金属鉱業等鉱害防止準備金を積み立てている特定施設(措置法第 55 条の 5 第 1 項に規定する特定施設をいう。)について、既に積み立てた金属鉱業等鉱 害防止準備金のうちに損金の額に算入されなかった部分の金額がある場合においても、 同条第 2 項に規定する「鉱害防止事業を実施する場合において、同法第 9 条の規定により当該特定施設に係る鉱害防止積立金の取戻しをしたとき」の同項の規定により益金の 額に算入する金額は、損金算入により積み立てられた金属鉱業鉱害防止準備金の金額の うち同項に規定する取戻しをした鉱害防止積立金の額に達するまでの金額であること に留意する。

【解説】

1 金属鉱業等鉱害防止準備金が積み立てられている特定施設について、鉱害防止事業を実施する場合において、当該特定施設に係る鉱害防止積立金の取戻しをしたときは、その取戻しをした日における当該特定施設に係る金属鉱業等鉱害防止準備金の金額のうちその取戻しをした鉱害防止積立金の額に相当する金額は、益金の額に算入するものとされている(措法55の5②)。

この点、既に積み立てた鉱害防止積立金のうち金属鉱業等鉱害防止準備金として損金の額に算入されなかった金額(積立超過額)がある場合において、鉱害防止積立金の取戻しをしたときは、まず、損金の額に算入された金属鉱業等鉱害防止準備金の金額から益金の額に算入される。

本通達では、このことを留意的に明らかにしている。

2 連結納税制度においても、同様の通達(連措通68の44-1の2)を定めている。